

【38用 語】

【注進…ちゆうしん】事柄を書き記して報告すること、申し述べること

【枝郷…えだごう】「枝村」ともいう。開発もしくは高分けにより本村から分立した村。もとの村を「親郷」「親村」などという。

【明七ツ…あけななつ】夜明けからおよそ二時間ほど前、一般に午前四時ころ

【早速…さつそく】すぐに、即座に

【雑物…ぞうもつ】日常使用するこまごましたもの、こまごました道具類

【四季打鉄炮…しきうちてつぽう】四季を通して所持・使用が許された鉄炮

【玉目…たまめ】鉄炮の玉の重さ

【印判…いんぱん】印章、印行、印

【38解 説】

江戸時代の農村民家は茅葺きか板葺きの木造家屋が一般的であったため、一度火が出ると隣家などへ飛び火して大火になることも多かった。このため人々は互いに日ごろから火災を起こさないよう心掛けると同時に、もし出火した場合には村中の者が即座に駆けつけて消火作業を行うことを村内で取り決めていた。

本文書は甘楽郡の山村の黒川村（現、下仁田町）で十二月十八日の明け方に起こった火災について、村役人らが幕府代官石原半右衛門の役所へ報告した被害届である。この火災では風が強かったことも災いして合わせて三軒の家屋が類焼し、病身の母親は何とか連れ出すことができたものの、家財道具をはじめ領主から拝借の鉄炮や印鑑までも焼失したことが記されている。

なお、他の関連文書によれば、未年は元文四年（一七三九）のことで、火元の理右衛門は謝罪して謹慎の意を表すため村内の長興寺に入寺（にゆうじ）したことが知られている。これを一般に「火元入寺」といい、幕府領の村々においては出火に対する刑罰の代替措置と考えられている。